

被扶養者申告書

GL	副GL	主査 (諸手当)	主査 (共済)	グループ員 (諸手当)	グループ員 (共済)

組合員証番号 (職員番号)		フリガナ			性別	男 1	生年月日	昭和 平成							
		組合員氏名				女 2									
フリガナ					所属部(室) グループ名			(内線)							
認定(取消)を受けようとする者の氏名		性 別	続 柄	生年月日	職 業	年間所得 推 計 額	現 住 所 (同居の場合は同居と入力、 別居は住所記入)	扶 養 親 族 の 有 無	給 与 事 務 担 当 者 確 認 欄	被扶養者の要件を備え 又は欠くに至った年月日 及びその理由	※	判 定	※	理 由	当該被扶養者についての 共済組合、扶養手当の該当 区分(認定・取消を受け ようとする区分を○印で 囲んでください)
個人番号											認定・取消年月日				
フリガナ		男1		昭和 平成 令和							認定	1			共済組合 ・ 扶養手当
氏名											取消	2			
個人番号		女2									平成				
											令和				
フリガナ		男1		昭和 平成 令和							認定	1			共済組合 ・ 扶養手当
氏名											取消	2			
個人番号		女2									平成				
											令和				
フリガナ		男1		昭和 平成 令和							認定	1			共済組合 ・ 扶養手当
氏名											取消	2			
個人番号		女2									平成				
											令和				

国家公務員共済組合法施行規則第88条の規定により届け出ます。

文部科学省共済組合 広島大学支部長
広島大学長

殿

令和 年 月 日

住所
申告者 氏名

1. この申告書は、共済組合の扶養（認定・取消）と扶養手当の支給（額改定・消滅）の両方の届出を兼ねています。従って、扶養の事実が生じた場合、扶養の事実に変更（消滅）を生じた場合又は配偶者の状況に変更があった場合は速やかに提出してください。
扶養手当は、申告書が事実発生日から15日経過後に受付された場合、手当が支給されない月が生じることがあります。
共済組合は、申告書が事実発生日から30日経過後に受付された場合、事実発生日から扶養認定できません。
2. 年間所得推計額は、その者の恒常的な収入として将来に向かって見込まれる全収入（勤労所得、資産所得、その他の所得など）の推計額を記入してください。
3. 「当該被扶養者についての共済組合、扶養手当の該当区分欄」は、認定を受けようとする区分を○で囲んでください。
4. 認定を受けようとする被扶養者が、給与法上の扶養親族の認定（扶養手当）を受けようとする者であるときは「有」、その者が所得税法上のみの扶養親族の認定を受けようとする者であるときは「**有**」と記入してください。
5. この申告書及び添付書類によって取得した個人情報には給与に関する必要な手続き統計調査を行う目的で利用するものであり、この目的以外で利用又は提供することはありません。
6. ※印は記入しないでください。

原票記入	受理年月日 (部局受付年月日)	受付者